

# 中山福株式会社

第75回 定時株主総会

## 招 集 ご 通 知

株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止いたしました。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時

開催場所

大阪府中央区東心斎橋二丁目1番1号  
タカラベルモント T・Bホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 補欠監査役2名選任  
の件  
第3号議案 取締役に対する業績  
連動型株式報酬制度  
の一部改訂の件

目 次

第75回定時株主総会招集ご通知… (提供書面)	1頁
事業報告……………	5頁
計算書類……………	22頁
監査報告……………	41頁
株主総会参考書類……………	47頁

株 主 各 位

大阪市中央区島之内一丁目22番9号

**中山福株式会社**

代表取締役社長 石川 宣博

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁までのご案内をご参照いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区東心斎橋二丁目1番1号  
タカラベルモント T・Bホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第75期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第75期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役7名選任の件
  - 第2号議案 補欠監査役2名選任の件
  - 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改訂の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.nakayamafuku.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症へのご対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会でのご対応を以下のとおりとさせていただきます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- ・株主総会会場において、『密』を避けるため、ご用意できる座席数が例年より少なくなっております。ご来場は可能な限り見合わせていただき、極力書面又はインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。
- ・当日ご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策に十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会運営体制も感染リスクを抑えるため最小限の人員での対応とさせていただく方針でございます。
- ・ご出席の株主様へのお土産は廃止いたしました。
- ・会場におきましては、スタッフのマスク着用及びアルコール消毒液の設置を講じてまいります。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使<sup>®</sup>」

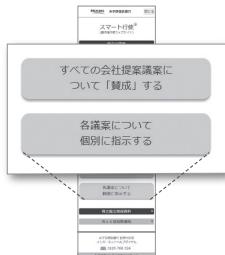
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使<sup>®</sup>」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

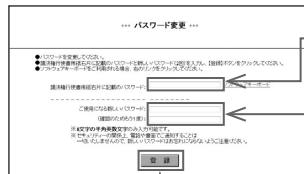
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

( 2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が、企業活動のみならず様々な分野の経済活動に波及し、生産活動や消費活動に大きな影響を与えました。各種政策の効果等により一時的に持ち直しの動きも見られましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大による再度の緊急事態宣言が発出され、経済の先行きは依然として不透明な状態にあります。また、当社グループの事業領域についても、「新たな生活様式」の浸透によって、個人の消費行動が変容するなど市場環境を含めてより多様化が進みました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、コロナ禍における消費者ニーズを的確に捉え、消費者へ商品をお届けするための懸け橋として、安定した物流体制や販売体制の維持及び構築に努めました。また、従業員の外出自粛や時差出勤及び在宅勤務によって「密」を避ける等の事業運営上の対策を図りました。

この結果、売上高につきましては、家庭用品・日用雑貨等を扱う「家庭用品卸売事業」において生活必需品を中心とした販売が堅調であったこと、「インターネット通信販売事業」において「巣ごもり消費」を背景として販売が伸長したこと、「プラスチック日用品製造事業」において全国的に襲来した寒気に伴う降雪の影響により冬物製品の販売が伸長したことに加え、収納用品等の新製品の導入実績が増収に貢献いたしました。

また、利益面におきましては、「家庭用品卸売事業」では収益性の高い商品の販売が伸長したこと、「プラスチック日用品製造事業」では冬物製品等の販売が伸長したことでグループ全体の粗利率の改善に寄与し、さらに販売経費などの圧縮により増益となりました。

以上により、当連結会計年度の売上高は478億65百万円（前年同期比2.6%増）、営業利益8億72百万円（前年同期は営業利益48百万円）、経常利益12億73百万円（前年同期比169.7%増）となりました。また、政策保有株式の売却益などを計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益10億2百万円（前年同期比355.4%増）となりました。

品目別売上高につきましては、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		前年同期比 増減額
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
キッチン用品	16,853	36.1	18,330	38.3	1,477
ダイニング用品	11,519	24.7	10,279	21.5	△1,239
サニタリー用品	7,116	15.2	7,165	15.0	48
収納用品	3,407	7.3	3,408	7.1	1
プラケース・園芸用品	1,341	2.9	1,770	3.7	429
インテリア関連商品	731	1.6	950	2.0	218
シーズン用品その他	5,687	12.2	5,959	12.4	272
合計	46,657	100.0	47,865	100.0	1,208

「キッチン用品」は、フライパン、鍋ギフトセット、調理小物等を中心に183億30百万円（前年同期比8.8%増）となりました。「ダイニング用品」は、ステンレスボトル、卓上保温用品、タンブラー等を中心に102億79百万円（前年同期比10.8%減）となりました。「サニタリー用品」は、清掃用具、浴室小物、スペアテープ等を中心に71億65百万円（前年同期比0.7%増）となりました。「収納用品」は、プラスチック引き出しケース、キッチンアクセサリ、寝具小物等を中心に34億8百万円（前年同期比0.0%増）となりました。「プラケース・園芸用品」は、コンテナ収納、園芸用品を中心に17億70百万円（前年同期比32.0%増）となりました。「インテリア関連商品」は、時計、照明等を中心に9億50百万円（前年同期比29.9%増）となりました。「シーズン用品その他」は、キャンプ小物、ウォータージャグ、乾電池等を中心に59億59百万円（前年同期比4.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(1) 家庭用品卸売事業

当事業では、「ダイニング用品」の販売は前年同期を下回ったものの、「キッチン用品」、「シーズン用品その他」、「サニタリー用品」、「収納用品」の販売は前年同期を上回りました。その結果、売上高は「北海道・東北」31億76百万円（前年同期比9.4%増）、「関東」199億96百万円（前年同期比0.5%減）、「中部」39億62百万円（前年同期比11.5%増）、「近畿」94億24百万円（前年同期比0.1%増）、「中四国・九州」73億31百万円（前年同期比6.5%増）となり、家庭用品卸売事業の売上高は438億91百万円（前年同期比2.4%増）となりました。

セグメント利益は「北海道・東北」1億56百万円（前年同期比71.6%増）、「関東」10億98百万円（前年同期比19.2%増）、「中部」2億5百万円（前年同期比57.2%増）、「近畿」4億43百万円（前年同期比34.8%増）、「中四国・九州」3億28百万円（前年同期比36.4%増）となり、家庭用品卸売事業のセグメント利益は22億33百万円（前年同期比30.3%増）となりました。

(2) プラスチック日用品製造事業

当事業では、「プラケース・園芸用品」、「シーズン用品その他」の販売は前年同期を上回りました。その結果、売上高は24億62百万円（前年同期比18.4%増）、セグメント利益は2億68百万円（前年同期比189.5%増）となりました。

(3) その他

その他事業には、インターネット通信販売事業、インテリア関連商品事業、輸出等を含めており、輸出等の販売は前年同期を下回ったものの、インターネット通信販売事業、インテリア関連商品事業の業績は前年同期を上回りました。その結果、売上高は17億38百万円（前年同期比8.7%減）、セグメント利益は1億62百万円（前年同期はセグメント利益10百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5億94百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- イ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充  
当社常総支店 販売業務及び物流業務施設の新設、拡充
- ロ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
中山福サービス株式会社 土地の売却  
当社常総支店 物流業務施設の撤去  
当社福利厚生施設 寮の売却

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 72 期 2018年 3 月期	第 73 期 2019年 3 月期	第 74 期 2020年 3 月期	第 75 期 (当連結会計年度) 2021年 3 月期
売 上 高 (百万円)	47,398	48,494	46,657	47,865
経 常 利 益 (百万円)	900	855	472	1,273
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	467	445	220	1,002
1 株当たり当期純利益 (円)	23.25	22.16	11.05	51.02
総 資 産 (百万円)	32,176	31,203	29,434	32,023
純 資 産 (百万円)	21,670	21,082	20,497	21,699
1 株当たり純資産 (円)	1,077.48	1,048.26	1,043.36	1,104.50

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。  
 3. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
 該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
中山福サービス株式会社	30百万円	100.0%	当社物流業務
株式会社ベストコ	10	100.0	自社オリジナル商品の企画・開発
株式会社ENICY	10	100.0	インターネット通信販売
株式会社インターフォルム	45	100.0	インテリア関連商品の輸入販売
グリーンパル株式会社	350	100.0	園芸・インテリア用品等の製造販売

## (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く国内外の事業環境を踏まえ、経営戦略を展開する過程においては、以下の課題に対処することが不可欠であると考えております。

- ① 消費者ニーズや市場動向など情報収集力・マーケティング力の強化
- ② 消費者の購買チャネルの変化に応じたセールス体制の強化
- ③ 海外の輸入業者や小売業者へのセールス体制の整備
- ④ グループ会社とのシナジー効果の発揮等による自社ブランドの強化
- ⑤ 在庫の圧縮や納品率の向上など物流の品質改善とコスト削減
- ⑥ 若手社員、女性社員の登用促進による人材活用の強化

なお、創業100周年に向けた成長戦略を次のURLに掲載しております。  
 (当社ウェブサイト) <https://www.nakayamafuku.co.jp>

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、国内外のメーカーから仕入れた商品、及びグループ会社が企画開発・製造した商品を、小売業者（ホームセンター、スーパーマーケット、通信販売業者、生活協同組合、専門小売店など）に販売することを主たる事業としております。

主要な取扱商品

キッチン用品、ダイニング用品、サニタリー用品、収納用品、プラケース・園芸用品、インテリア関連商品、シーズン用品その他

(6) 主要な営業所等 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区
東 京 本 社	東 京 都 中 央 区
札 幌 支 店	札 幌 市 白 石 区
仙 台 支 店	宮 城 県 岩 沼 市
常 総 支 店	茨 城 県 笠 間 市
関 東 支 店	埼 玉 県 加 須 市
東 京 支 店	神 奈 川 県 大 和 市
名 古 屋 支 店	愛 知 県 稻 沢 市
大 阪 支 店	兵 庫 県 西 宮 市
広 島 支 店	広 島 市 安 佐 北 区
福 岡 支 店	福 岡 県 飯 塚 市
沖 縄 営 業 所	沖 縄 県 糸 満 市

② 子会社

中山福サービス株式会社	大 阪 市 中 央 区
株式会社ベストコ	大 阪 市 中 央 区
株式会社ENICY	千 葉 市 中 央 区
株式会社インターフォルム	神 戸 市 中 央 区
グリーンパル株式会社	新 潟 県 三 条 市

## (7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
446 (505) 名	4名増 (16名増)

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
343 (471) 名	6名減 (20名増)	40歳0ヶ月	15年1ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,188百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	932
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	538
株 式 会 社 常 陽 銀 行	338
株 式 会 社 京 葉 銀 行	88

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,214,480株
- ③ 株主数 4,687名
- ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 山 福 共 栄 会	2,320千株	11.69%
象 印 マ ホ ー ビ ン 株 式 会 社	912	4.59
京 セ ラ 株 式 会 社	907	4.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	747	3.76
中 山 福 従 業 員 持 株 会	698	3.52
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	623	3.14
中 山 修 次 郎	606	3.05
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライ スド ストック ファンド (プリンシパル オー ル セクター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	520	2.62
株 式 会 社 良 善	490	2.47
中 山 善 郎	402	2.02

(注) 持株比率は自己株式 (377,744株) を控除して計算しており、小数点以下第3位を切り捨てております。  
 なお、自己株式には「株式給付信託 (BBT)」に基づき株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (190,000株) を含んでおりません。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	1,200株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、13頁「2. (3) ③ 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石川 宣博	
取締役副社長	落合 悟	海外事業本部長
常務取締役	多田 広次	営業本部長
取締役	中嶋 徳夫	関東支店長兼仙台支店長
取締役	平松 悦夫	仕入・物流本部長兼物流業務部長
取締役	橋本 謹也	管理本部長兼グループ事業部長兼経営企画部長
取締役	柴田 直子	太陽有限責任監査法人パートナー
取締役	小野 由美子	東京家政学院大学現代生活学部准教授
常勤監査役	片岡 英俊	
常勤監査役	是枝 定信	
監査役	辻 芳廣	辻法律事務所代表
監査役	横山 泰三	横山泰三税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役柴田直子氏及び取締役小野由美子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役辻芳廣氏及び監査役横山泰三氏は、社外監査役であります。
3. 監査役辻芳廣氏及び監査役横山泰三氏は、以下のとおり、法務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役辻芳廣氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役横山泰三氏は、税理士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役柴田直子氏及び取締役小野由美子氏並びに監査役辻芳廣氏及び監査役横山泰三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、小野由美子氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
  - ・2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、是枝定信氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
  - ・2020年6月26日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、取締役櫻井義行氏は、任期満了により退任いたしました。
  - ・2020年6月26日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、取締役竹田美知氏は、任期満了により退任いたしました。

6. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	変更後	変更前	異動年月日
落合 悟	取締役 副社長兼海外事業本部長	取締役 副社長	2020年6月26日
平松 悦夫	取締役 仕入・物流本部長 兼物流業務部長	取締役 物流本部長兼物流業務部長	2020年6月26日
中嶋 徳夫	取締役 関東支店長兼仙台支店長	取締役 関東支店長	2020年6月26日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、「取締役の個人別報酬の決定方針」を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

「取締役の個人別報酬の決定方針」の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定においては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的に取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および業績連動型株式報酬（社外取締役は業績連動型株式報酬を除く。）により構成します。

なお、取締役の報酬の限度額は1992年6月26日開催の第46回定時株主総会の決議により、年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定めています。

また、上記報酬限度額のほか、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会の決議により、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」対象期間（3事業年度）ごとに信託への拠出金120百万円を上限と定めています。

2. 基本報酬の内容および額または数の算定方法に関する事項

取締役の個人別基本報酬は、役位に応じて設定する基本額を基準とし、経営への貢献度、在任年数、従業員給与をベースとした「役員報酬等規程」による水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

支給期間は、毎事業年度の7月から翌事業年度の6月までの月額報酬（定額給付）とします。

3. 業績連動報酬「年次賞与」の内容および額または数の算定方法に関する事項  
取締役の個人別業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績目標（売上高、経常利益、会社への貢献度）に対する達成状況に応じて算出された額とし、算出方法は、適宜、社外取締役の答申を踏まえた見直しを行うものとします。  
支給時期は、年次賞与として毎年6月に支給します。
  4. 業績連動型株式報酬「株式給付信託」の内容および額または数の算定方法に関する事項  
取締役（社外取締役は除く。）の個人別業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、1事業年度ごとに「役員株式給付規程」に基づき役位に応じて設定する基本ポイント（1ポイント＝1株相当）に経常利益目標および個人評価による係数を乗じて算出します。  
取締役の退任時にそれまで累積したポイントを株式（一定割合の株式は換価して金銭として給付）として給付します。
  5. 取締役の個人別の各報酬等の決定に関する事項  
個人別の各報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、取締役会は代表取締役社長が適切に委任内容を行使されるよう社外取締役に、内容を諮問し答申を得るものとします。委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定いたします。
  6. 取締役の報酬等の額に対する割合の決定に関する事項  
取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬80% 業績連動報酬10% 業績連動型株式報酬10%とし、比率の目安は適宜社外取締役に諮問し答申を踏まえた見直しを行うものとします。
- . 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	170百万円 (8)	130百万円 (7)	19百万円 (0)	20百万円 (-)	10名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	26 (8)	26 (8)	-	-	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	196 (17)	156 (16)	19 (0)	20 (-)	14 (5)

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は売上高及び経常利益であり、その実績は売上高440億34百万円、経常利益9億44百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社のビジネスモデルである売上高及び営業利益から派生した営業外項目を含めた経常利益が、当社の経営を測るうえで最も合理的な指標であるからであります。当事業年度の業績連動報酬等は、各職位ごとにその達成状況と会社への貢献度を踏まえ総合的に算定されております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は11ページ「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 取締役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第46回定時株主総会において年額350百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）です。  
また、金銭報酬とは別枠で、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会において、株式報酬の額として（3事業年度）120百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。  
当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。  
なお、2021年6月25日開催の第75回定時株主総会において、株式報酬の株式数の上限を年70,000株（社外取締役は付与対象外）とする「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改訂の件」を付議しております。
6. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第48回定時株主総会において年額32百万円以内と決議しております。また、監査役の報酬の決定方針については、「役員報酬規程」に基づき決定しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
7. 取締役会は、代表取締役石川宣博に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役がその妥当性等について確認しております。
- ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
当社は、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。  
なお、当事業年度中に退任した取締役に対し以下のとおり支給いたしました。  
取締役 1名 6百万円
- 二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役柴田直子氏は、太陽有限責任監査法人パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役小野由美子氏は、東京家政学院大学現代生活学部准教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役辻芳廣氏は、辻法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役横山泰三氏は、横山泰三税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

##### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 柴田直子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。主に公認会計士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務及び会計について専門的な立場から監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役の指名・報酬については、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

出席状況及び発言状況	
取締役 小野由美子	2020年6月26日就任以降開催された取締役会10回全てに出席いたしました。主に学識経験者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、現代生活学、特に消費生活について専門的な立場から当社事業における監督、助言等を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役の指名・報酬については、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 辻 芳 廣	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 横山 泰 三	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 EY新日本有限責任監査法人は、責任限定契約を締結していないため、該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

### I. 経営理念について

当社企業グループは、社会と共存し、社業を通じて、株主、仕入先、得意先、社員、その他関係者の方々の「幸」の実現と、社会の発展に貢献することを経営理念とする。

### II. 内部統制システム構築の基本方針

#### 1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令、社会的規範を遵守し、さらに定款その他社内規程を遵守した行動の指針とする「中山福グループの役職員行動規範」を定めて周知徹底を図っており、違反行為を発見した場合の通報制度としての、内部通報体制を構築しております。

また、当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固として拒否いたします。

監査役が取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証する監査役監査の実施に加え、業務執行部門から独立した内部監査担当部門が、当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施、確認を行います。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録や稟議書等の取締役の職務の執行に係る文書及びその他の情報の記録については、法令及び「文書取扱規程」その他関連諸規程に基づき、適正に保存・管理するとともに、必要に応じ保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うことにしております。

#### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営環境の変化を踏まえ、「経営危機管理規程」に基づき、リスク評価委員会を中心として、事業活動に係る様々なリスク情報を収集・分析することで予兆を早期に発見し、未然に防止するための体制を構築しております。

また、リスクの管理状況について、定期的に取締役会及び監査役会に報告することで、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に対応できる体制の構築を図っております。リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、リスク管理体制の向上を図っております。

#### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき、取締役及び執行役員の決裁権限の内容等を定めることで、権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保する体制の構築を図っております。当社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。なお、「取締役会規程」により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。また、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り迅速な業務執行を実施しております。

## 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

### イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために当社取締役等を派遣し、監視、監督及び指導しております。

また、子会社の事業状況については、当社取締役会において報告を受けることとしております。

### ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、定期的な見直しを行うとともに、関係会社相互の緊密な連携と協力によって、グループ全体のリスクの低減を図っております。

また、当社の「経営危機管理規程」によりグループ各社から適宜、報告を受けております。

### ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社から派遣した取締役等に業務執行を委嘱し、子会社経営が効率的に行われることを確保しております。

### 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「中山福グループの役職員行動規範」の周知徹底を図るとともに、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。

監査役による、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証する監査役監査の実施に加え、業務執行部門から独立した内部監査担当部門が、子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施、確認を行います。

## 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務の執行を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じることとしており、内部監査室に監査役の職務の執行の補助を委嘱することにしております。なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することとしております。

また、監査役補助者として配置した場合の人事考課、異動等については、監査役の意見を聞き、これを尊重することにしております。直属の使用人を配置した場合の使用人に対する人事考課については、監査役が行うこととしております。

## 7. 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室より監査役補助者として配置した場合は、内部監査室との兼職はせず専任することにし、直属の使用人を配置した場合の使用人についても専任することにしております。

## 8. 当社の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は次の事項を監査役に報告することにしております。

- ① 会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したとき又はそのおそれがある場合
- ② 法令、定款に違反する行為を発見したとき又はそのおそれがある場合
- ③ 内部監査の結果及び内部通報内容

### イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、経営会議その他重要会議に出席し、取締役及び執行役員から担当業務の執行状況について、報告を受けております。使用人においては、内部通報体制により、内部監査室を通じて、報告する仕組みをとっております。

### ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社管理本部を事務局とし、監査役へ報告する体制をとっております。

## 9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報規程」を整備し、当該通報者が不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

## 10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとしております。なお、当社の「監査役会規程」「監査役監査基準」により、適切に管理し必要に応じて運用上の見直しを行っております。

### 11. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしており、また、内部監査担当部門と緊密な連携を保つとともに、監査役がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役又は使用人、内部監査担当部門に対して調査、報告等を要請することができるものとしております。

### 12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。またその体制が適正に機能することを継続的に検証するために、内部監査室が内部監査を実施し、会計監査人と連携を図り、財務報告の信頼性を確保しております。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンスに対する取組状況

法令、社会的規範を遵守した行動の指針とする「中山福グループの役職員行動規範」を社内グループウェアを通じて、継続的に周知、啓蒙いたしました。また、内部通報についても、従業員等が不利益を被ることがないように社外窓口を設置し、健全な事業活動を推進しております。

### ② 損失の危険の管理に対する取組状況

代表取締役を委員長とするリスク評価委員会を4回開催し、事業活動に係る様々なリスク情報を各主管部門から報告を受け、課題の抽出を行いました。また、取締役会においてその対処と予防を図りました。

### ③ 取締役会の運営状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成し、社外監査役2名を含む監査役4名が同席しております。当期は、取締役会を12回開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の監督を行いました。また、全取締役へ取締役会に関する自己評価アンケートを行い、現状認識の共有等、取締役会の実効性評価を行いました。

### ④ 監査役監査及び監査役会の状況

監査役は、内部監査室と連携し、業務監査、会計監査をはじめとする適法性監査を実施いたしました。また、会計監査人との意見交換会を6回開催しました。

### ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための取組状況

監査役、内部監査室及び会計監査人は、定期的に当社及び当社グループ全体の内部統制の運用状況や監査結果について協議及び意見交換を行い、財務報告の信頼性を確保いたしました。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元については、安定した配当の継続を基本方針とし、配当性向35%以上をガイドラインとしつつ、経営戦略に沿った柔軟な経営資源の配分等を考慮した最適な株主還元策を実施いたします。

当社は、毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めておりますが、期末年1回の剰余金の配当を行うことを基本としております。

また、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。」旨、定款に定めております。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、前記の基本方針に基づいて期末配当を1株につき15円（配当性向29.4%）を実施いたします。

なお、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元の観点から、当社の株価の推移や経営戦略などを総合的に判断し、適切に対応してまいります。

また、次期の剰余金の配当につきましては、前記の基本方針に基づき、普通配当を1株につき10円（配当性向93.6%）を予定しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>20,796,782</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,146,127</b>
現金及び預金	5,359,594	支払手形及び買掛金	3,553,503
受取手形及び売掛金	9,408,380	短期借入金	2,558,928
電子記録債権	1,343,064	1年内返済予定の長期借入金	271,724
商品及び製品	4,423,065	未払法人税等	501,212
仕掛品	20,534	賞与引当金	235,266
原材料	121,463	役員賞与引当金	33,500
その他	131,929	その他	991,992
貸倒引当金	△11,250	<b>固定負債</b>	<b>2,177,761</b>
<b>固定資産</b>	<b>11,226,868</b>	長期借入金	1,255,627
<b>有形固定資産</b>	<b>6,289,673</b>	役員株式給付引当金	30,926
建物及び構築物	2,806,644	退職給付に係る負債	237,591
機械装置及び運搬具	88,812	繰延税金負債	494,077
土地	2,798,555	その他	159,538
建設仮勘定	488,703	<b>負債合計</b>	<b>10,323,888</b>
その他	106,956	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>357,394</b>	<b>株主資本</b>	<b>19,778,531</b>
のれん	324,352	資本金	1,706,000
その他	33,042	資本剰余金	1,269,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,579,800</b>	利益剰余金	17,116,842
投資有価証券	3,908,443	自己株式	△313,311
長期貸付金	2,290	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,921,230</b>
退職給付に係る資産	464,468	その他有価証券評価差額金	1,717,134
繰延税金資産	38,744	退職給付に係る調整累計額	204,095
その他	172,454	<b>純資産合計</b>	<b>21,699,762</b>
貸倒引当金	△6,600	<b>負債純資産合計</b>	<b>32,023,650</b>
<b>資産合計</b>	<b>32,023,650</b>		

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		47,865,673
売上原価		38,103,909
売上総利益		9,761,764
販売費及び一般管理費		8,889,069
営業利益		872,694
営業外収益		
受取利息	1,000	
受取配当金	71,271	
仕入割引	212,132	
貸入	78,537	
その他	74,485	437,427
営業外費用		
支払利息	24,973	
売上割引	2,274	
貸費用	6,100	
その他	3,245	36,593
経常利益		1,273,529
特別利益		
固定資産売却益	117,858	
投資有価証券売却益	265,587	383,445
特別損失		
固定資産売却損	24,364	
固定資産除却損	56,042	
減損損失	48,734	129,140
税金等調整前当期純利益		1,527,834
法人税、住民税及び事業税	570,531	
法人税等調整額	△45,038	525,492
当期純利益		1,002,341
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,002,341

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年 4 月 1 日から )  
( 2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,706,000	1,269,000	16,650,093	△313,938	19,311,155
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△535,591		△535,591
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,002,341		1,002,341
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				627	627
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	466,749	626	467,376
当連結会計年度末残高	1,706,000	1,269,000	17,116,842	△313,311	19,778,531

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 金 累 計 額	に 係 る 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	1,116,873	9	69,402		1,186,286	20,497,441
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△535,591
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,002,341
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						627
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	600,261	△9	134,692		734,944	734,944
当連結会計年度変動額合計	600,261	△9	134,692		734,944	1,202,320
当連結会計年度末残高	1,717,134	-	204,095		1,921,230	21,699,762

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5社
- ・ 連結子会社の名称 中山福サービス株式会社  
株式会社ベストコ  
株式会社ENICY  
株式会社インターフォルム  
グリーンパル株式会社

#### (2) 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

##### ハ. たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料

主として月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。

##### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

##### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

##### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

八. 役員賞与引当金	当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
二. 役員株式給付引当金	「役員株式給付規程」に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
④ 重要なヘッジ会計の方法	
イ. ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
□. ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 … 為替予約取引 … 金利スワップ ヘッジ対象 … 輸出入に関わる外貨建債権、債務及び外貨建予定取引 … 借入金
八. ヘッジ方針	外貨建輸出入取引に関わる将来の外国為替相場変動リスクを回避して、外貨建債権債務の円貨によるキャッシュ・フローを固定化することを目的として、原則実需の範囲内で為替予約を行っております。 金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
二. ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動割合の相関関係を求めることにより、その有効性を判定しております。
⑤ のれんの償却に関する事項	のれんの償却については8年間の均等償却を行っております。
⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項	
イ. 退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
□. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、「3.会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(家庭用品卸売事業に関する固定資産の評価)

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	減損損失	有形固定資産及び無形固定資産
家庭用品卸売事業	－千円	5,187,558千円

### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、報告セグメントを基礎としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、家庭用品卸売事業は営業拠点ごとにグルーピングを行っており、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の兆候があるものとして、当該資産グループの回収可能価額を見積り、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しております。

家庭用品卸売事業の属する業界においては、主要な販売市場であるホームセンター業界の再編を始めとした環境変化に伴う販売競争や価格競争の激化、人件費や物流コストの上昇、輸入コストの高騰が今後も継続する見通しであり、経営環境はさらに厳しい状況となると予想しております。

このような経営環境の悪化が見込まれるものの、翌連結会計年度の事業計画にて家庭用品卸売事業の各資産グループの営業活動から生ずる損益がマイナスとならない見込みであるため、当連結会計年度においては、各資産グループにおける経営環境の著しい悪化には該当せず、減損の兆候はないと判断しております。

#### ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

取締役会で承認された翌連結会計年度の事業計画における主要な仮定は、当連結会計年度の実績を考慮した各営業拠点ごとの販売数量・単価、輸入コストを含む仕入単価、物流コスト等の各種コストであります。なお、事業計画における新型コロナウイルス感染症拡大の影響は限定的と判断しております。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループでは、現在までに想定しうる最善の予測・仮定に基づき、事業計画を策定しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含め、主な販売市場や各種コストに関連する経営環境の変化により、販売数量の大幅な減少や各種コストの高騰等、主要な仮定に影響を与える事象が生じた場合には、減損損失が計上される可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保資産及び担保付債務

担保資産	建物及び構築物	310,874千円
	土地	545,068千円
計		855,942千円
担保付債務	短期借入金	2,300,000千円
	1年内返済予定の長期借入金	100,092千円
	長期借入金	363,998千円
計		2,764,090千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は2,120,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,211,039千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	20,214千株	－千株	－千株	20,214千株

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	568千株	0千株	1千株	567千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、「株式給付信託 (BBT)」による退任取締役への給付によるものであります。

2. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託 (BBT)」において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式190千株が含まれております。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月19日 取締役会	普通株式	535,591	27	2020年3月31日	2020年6月10日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (2020年3月31日基準日: 191千株) に対する配当金5,162千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	297,551	15	2021年3月31日	2021年6月11日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (2021年3月31日基準日: 190千株) に対する配当金2,850千円が含まれております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信限度管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、その一部には輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、通常取引の範囲内で、外貨建営業債務に係る将来の為替の変動リスクを回避する目的で、先物為替予約取引を行っております。

借入金については、運転資金 (主として短期) 及び投資資金 (長期) の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは資金繰計画を作成・適宜更新するなどの方法により管理しております。このうち一部の長期借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の会計方針に関する事項「④ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、必要の範囲内で稟議決裁のもとで取引を行い、担当部署において管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,359,594千円	5,359,594千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	9,408,380	9,408,380	－
(3) 電子記録債権	1,343,064	1,343,064	－
(4) 投資有価証券	3,762,943	3,762,943	－
資産計	19,873,982	19,873,982	－
(1) 支払手形及び買掛金	3,553,503	3,553,503	－
(2) 短期借入金	2,558,928	2,558,928	－
(3) 長期借入金	1,527,351	1,529,943	2,592
負債計	7,639,783	7,642,375	2,592
デリバティブ取引 (*1)	－	－	－

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

## デリバティブ取引

為替予約に係る期末の時価は先物相場を使用しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	145,500千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4)投資有価証券」には含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都及び大阪府において、貸駐車場としている土地を有しております。また、福岡県において、貸倉庫としている建物及び土地を有しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
428,207千円	△6,100千円	422,107千円	1,164,181千円

(注) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

## 8. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
兵庫県西宮市及び 神奈川県海老名市	全社資産(社員寮)	建物及び構築物、 土地	48,734千円

当社グループは、報告セグメントを基礎としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、家庭用品卸売事業は営業拠点ごとに、これ以外の事業については子会社ごとにグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、社員寮を売却処分することを決定したことにより、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、減損損失(建物及び構築物28,082千円、土地20,651千円)を特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売買契約に基づく売却価額により算定しております。

## 9. 追加情報に関する注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る取引について)

当社は、2019年度より、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

### 1. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

### 2. 信託に残存する自社の株式に関する事項

当該信託に残存する株式は、信託における帳簿価額により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額は、当連結会計年度末99,290千円であります。

また、当該自己株式数は当連結会計年度末190千株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症(以下、本感染症)拡大に伴い、営業訪問の制限や出張の自粛等、営業活動上の制約を受けましたが、業績面への影響は限定的でありました。

本感染症の収束時期を合理的に見通すことは困難であります。現在までに想定しうる最善の予測・仮定に基づいて、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症拡大による影響は不確定要素が多く、今後の本感染症状況や経済環境への影響が変化した場合には、当連結会計年度における見積りと、事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,104円50銭

(2) 1株当たり当期純利益 51円02銭

(注) 「株式給付信託(BBT)」において、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の株式数は当連結会計年度末190千株、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数190千株であります。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,528,068	流 動 負 債	7,366,237
現金及び預金	3,685,146	支払手形	9,186
受取手形	486,866	短期借入金	3,420,719
電子記録債権	1,343,064	1年内返済予定の長期借入金	2,500,000
売掛金	7,789,792	リース負債	128,652
商品	4,114,708	未払金	1,271
前渡金	813	未払費用	381,366
前払費用	25,877	未払法人税等	159,886
その他の金	93,048	未払消費税等	325,056
貸倒引当金	△11,250	前受り金	9,363
固 定 資 産	12,254,454	賞与引当金	21,827
有形固定資産	5,851,473	役員賞与引当金	195,544
建物	2,504,658	退職給付引当金	19,700
構築物	93,205	その他負債	2,573
車両運搬具	41	固定負債	1,249,463
器具及び備品	43,753	長期借入金	473,558
土地	2,715,525	長期未払金	4,872
リース資産	5,585	役員株式給付引当金	100,358
建設仮勘定	488,703	退職給付引当金	30,926
無形固定資産	24,542	退職給付引当金	217,034
電話加入権	11,077	資産除却負債	6,520
商標権	685	繰延税金負債	404,240
ソフトウェア	12,210	その他負債	11,954
ソフトウェア仮勘定	440	負債合計	8,615,701
その他の金	129	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	6,378,438	株 主 資 本	19,449,687
投資有価証券	3,908,443	資 本 金	1,706,000
関係会社株式	2,205,624	資 本 剰 余 金	1,269,000
長期貸付金	2,290	資 本 準 備 金	1,269,000
その他の金	268,680	利 益 剰 余 金	16,787,998
貸倒引当金	△6,600	利 益 準 備 金	302,900
資 産 合 計	29,782,523	その 他 利 益 剰 余 金	16,485,098
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	120,766
		別 途 積 立 金	6,300,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,064,332
		自 己 株 式	△313,311
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,717,134
		その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,717,134
		純 資 産 合 計	21,166,821
		負 債 純 資 産 合 計	29,782,523

# 損益計算書

( 2020年 4月 1日から  
2021年 3月 31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	44,034,110
売上原価	35,810,773
売上総利益	8,223,336
販売費及び一般管理費	7,702,644
営業利益	520,692
営業外収益	
受取利息	2,807
受取配当金	71,271
仕入割引	211,779
賃貸収入	78,537
為替差益	12,073
その他	73,772
営業外費用	
支払利息	17,504
賃貸費用	6,100
その他	3,242
経常利益	944,088
特別利益	
固定資産売却益	609
投資有価証券売却益	265,587
特別損失	
固定資産売却損	24,364
固定資産除却損	55,977
減損損失	48,734
税引前当期純利益	1,081,209
法人税、住民税及び事業税	370,496
法人税等調整額	△18,896
当期純利益	729,609

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

( 2020年 4 月 1 日から )  
( 2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計		固定資産圧縮 積 立 金	別 途 繰 越 利 益 金	繰 越 利 益 金	
当 期 首 残 高	1,706,000	1,269,000	1,269,000	302,900	122,597	6,300,000	9,868,483	16,593,981
当 期 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,831		1,831	-
剰 余 金 の 配 当							△535,591	△535,591
当 期 純 利 益							729,609	729,609
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△1,831	-	195,848	194,017
当 期 末 残 高	1,706,000	1,269,000	1,269,000	302,900	120,766	6,300,000	10,064,332	16,787,998

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△313,938	19,255,042	1,116,873	9	1,116,883	20,371,926
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩			-			-
剰 余 金 の 配 当		△535,591				△535,591
当 期 純 利 益		729,609				729,609
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	627	627				627
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			600,261	△9	600,251	600,251
当 期 変 動 額 合 計	626	194,644	600,261	△9	600,251	794,895
当 期 末 残 高	△313,311	19,449,687	1,717,134	-	1,717,134	21,166,821

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券  
・時価のあるもの
- ・時価のないもの
- ③ デリバティブ
- ④ たな卸資産  
・商品

移動平均法による原価法を採用しております。

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。移動平均法による原価法を採用しております。時価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
（リース資産を除く）
- ② 無形固定資産  
（リース資産を除く）  
・自社利用のソフトウェア
- ③ リース資産  
・所有権移転外ファイナンス

定額法を採用しております。

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 役員賞与引当金
- ④ 退職給付引当金

リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

- ⑤ 役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段 … 為替予約取引

ヘッジ対象 … 輸出入に関わる外貨建債権、債務及び外貨建予定取引

- ③ ヘッジ方針 外貨建輸出入取引に関わる将来の外国為替相場変動リスクを回避して、外貨建債権債務の円貨によるキャッシュ・フローを固定化することを目的として、原則実需の範囲内で為替予約を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動割合の相関関係を求めることにより、その有効性を判定しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項  
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(家庭用品卸売事業に関する固定資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	減損損失	有形固定資産及び無形固定資産
家庭用品卸売事業	－千円	5,187,558千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表 3.会計上の見積りに関する注記」の内容と同一です。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保資産	建物及び構築物	310,874千円
	土地	545,068千円
計		855,942千円
担保付債務	短期借入金	2,300,000千円
	1年内返済予定の長期借入金	100,092千円
	長期借入金	363,998千円
計		2,764,090千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は2,120,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,117,312千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

グリーンパル株式会社	836,679千円
計	836,679千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	5,668千円
② 短期金銭債務	48,187千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	394,463千円
② 営業取引以外の取引高	10,094千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	568千株	0千株	1千株	567千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、「株式給付信託 (BBT)」による退任取締役への給付によるものであります。
2. 当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託 (BBT)」において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式190千株が含まれております

### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	236,144千円
役員株式給付引当金	9,457千円
長期未払金	30,689千円
賞与引当金	59,797千円
未払事業税	18,321千円
貸倒引当金	5,458千円
関係会社株式評価損	101,643千円
投資有価証券評価損	12,464千円
有形固定資産評価損	96,545千円
未払費用	19,919千円
その他	20,502千円
繰延税金資産小計	610,942千円
評価性引当額	△170,829千円
繰延税金資産計	440,113千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△53,198千円
その他有価証券評価差額金	△738,455千円
その他	△52,700千円
繰延税金負債計	△844,354千円
繰延税金資産 (負債) の純額	△404,240千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	中山福サービス 株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注) 1	393,028	関係会社長期 貸付金	—
子会社	グリーンパル 株式会社	所有 直接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 2	836,679	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注) 2. 債務保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を行っております。  
なお、保証料は受領していません。

## 9. 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
兵庫県西宮市及び 神奈川県海老名市	全社資産 (社員寮)	建物、土地	48,734千円

当社は報告セグメントを基礎としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、家庭用品卸売事業は営業拠点ごと、遊休資産については個別資産ごとに事業用資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、社員寮を売却処分することを決定したことにより、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、減損損失 (建物及び構築物28,082千円、土地20,651千円) を特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売買契約に基づく売却価額により算定しております。

## 10. 追加情報に関する注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る取引について)

当社は、2019年度より、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

### 1. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

### 2. 信託に残存する自社の株式に関する事項

当該信託に残存する株式は、信託における帳簿価額により貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額は、当事業年度末99,290千円であります。

また、当該自己株式数は当事業年度末190千株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社におきましては、新型コロナウイルス感染症(以下、本感染症)拡大に伴い、営業訪問の制限や出張の自粛等、営業活動上の制約を受けましたが、業績面への影響は限定的でありました。

本感染症の収束時期を合理的に見通すことは困難ではありますが、現在までに想定しうる最善の予測・仮定に基づいて、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症拡大による影響は不確定要素が多く、今後の本感染症状況や経済環境への影響が変化した場合には、当事業年度における見積りと、事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,077円37銭

(2) 1株当たり当期純利益 37円14銭

(注) 「株式給付信託(BBT)」において、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の株式数は当事業年度末190千株、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数190千株であります。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

中山福株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽俊 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 内野 健志 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中山福株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中山福株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

中山福株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽俊 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 内野 健志 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中山福株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

中山福株式会社 監査役会

常勤監査役	片岡英俊	ⓐ
常勤監査役	是枝定信	ⓑ
社外監査役	辻芳廣	ⓒ
社外監査役	横山泰三	ⓓ

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	再任 石川 宣博 (1955年3月7日生)	1977年4月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 2007年4月 同行常務執行役員 2010年4月 当社顧問 2010年6月 当社取締役副社長 2011年6月 当社代表取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2013年6月 当社代表取締役社長(現任)	49,306株
	取締役候補者とした理由	企業経営に関わる幅広い知見を有しており、当社の代表取締役社長としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。	
2	再任 多田 広次 (1964年7月24日生)	1983年3月 当社入社 2011年6月 当社執行役員関東副支店長 2012年6月 当社執行役員関東支店長 2013年6月 当社取締役関東支店長 2015年6月 当社取締役営業本部長兼営業部長 2016年1月 当社取締役営業本部長兼営業企画部長 兼EC営業部長 2016年6月 当社取締役営業本部長兼営業企画部長 2017年4月 当社常務取締役営業本部長(現任)	30,945株
	取締役候補者とした理由	支店長、営業本部長の職務を通じ、当社の業績を牽引してきた実績を有することから、引き続き取締役候補者となりました。	
3	再任 中嶋 徳夫 (1960年5月1日生)	1979年3月 当社入社 2016年6月 当社執行役員福岡支店長 2018年6月 当社取締役関東支店長 2020年6月 当社取締役関東支店長兼仙台支店長(現任)	18,465株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る営業部門の経験を有し、支店長として当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する株式数 の社株式数
4	再任 ひらまつ えつ お夫 平 松 悦 夫 (1962年8月31日生)	1985年3月 当社入社 2014年6月 当社執行役員関東副支店長 2016年1月 当社執行役員企画本部物流企画部長 2016年6月 当社執行役員営業本部物流企画部長 2018年6月 当社執行役員物流本部長兼物流企画部長 2019年6月 当社取締役物流本部長兼物流業務部長 2020年6月 当社取締役仕入・物流本部長兼物流業務部長(現任)	17,392株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る支店業務、物流部門の経験を有し、当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。	
5	再任 はしもと きん や 橋 本 謹 也 (1964年10月2日生)	1988年4月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 2014年4月 みずほ信託銀行株式会社 大阪信託総合営業部副部長 2017年5月 当社へ出向 企画本部副本部長 2018年5月 当社入社 企画本部副本部長 2018年6月 当社執行役員企画本部副本部長 兼グループ事業部長 2019年3月 当社執行役員企画本部長兼グループ事業部長 兼経営企画部長兼E C企画部長 2019年6月 当社取締役管理本部長兼グループ事業部長 兼経営企画部長(現任)	2,607株
	取締役候補者とした理由	管理本部長としてグループ事業部、経営企画部などを通じて、当社の経営に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。	
6	再任 しば た なお こ 柴 田 直 子 (1970年11月6日生)	1995年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1998年4月 公認会計士登録 2010年10月 優成監査法人(現太陽有限責任監査法人) 入所 2014年2月 優成監査法人社員 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2016年3月 優成監査法人代表社員 2018年7月 太陽有限責任監査法人パートナー(現任)	1,061株
	社外取締役候補者とした理由	会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務会計に豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に財務及び会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。	

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
7	再任 小野由美子 (現姓：会田) (1972年4月19日生)	2005年2月 独立行政法人国民生活センター 相談調査部調査室調査研究員 2009年9月 消費者庁消費者安全課政策調査員 2013年4月 東京家政学院大学現代生活学部准教授(現任) 2019年12月 一般社団法人消費生活総合サポートセンター 会長(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	874株
	社外取締役候補者とした理由	会社経営に関与された経験はありませんが、学識経験者として幅広い知見を有しており、当該知見を活かして現代生活学、特に消費生活について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 柴田直子氏及び小野由美子氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 柴田直子氏及び小野由美子氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって柴田直子氏が6年、小野由美子氏が1年となります。  
4. 当社は、柴田直子氏及び小野由美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。  
5. 当社は、柴田直子氏及び小野由美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
6. 小野由美子氏の戸籍上の氏名は、会田由美子氏であります。

## 第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者のうち、上住雅哉氏は常勤監査役是枝定信氏の補欠の監査役として、また江角健一氏は社外監査役辻芳廣氏および社外監査役横山泰三氏の補欠の監査役として選任いただくことをお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	上住雅哉 (1960年5月22日生)	1983年3月当社入社 2009年6月当社執行役員営業本部部長 2012年6月当社執行役員商品本部商品開発部長 2014年6月当社取締役商品本部商品開発部長 2016年6月当社取締役開発本部部長兼海外事業部長 2017年4月当社取締役海外事業本部部長 2019年6月当社顧問海外事業本部部長兼海外事業部長 2020年6月当社顧問海外事業本部海外事業部長 2021年4月当社顧問海外事業部長(現任)	29,500株
	補欠監査役候補者とした理由	当社の営業部門、開発部門など幅広い職務を経験しており、当社の監査役として適格な資質、能力を有すると判断し、補欠の監査役候補者となりました。	
2	江角健一 (1960年4月12日生)	1990年4月大阪弁護士会弁護士登録 大阪法律センター法律事務所勤務 1997年4月江角健一法律事務所設立 2012年4月大阪法律センター法律事務所合流 パートナー弁護士(現任)	1株
	補欠社外監査役候補者とした理由	弁護士として法務に精通し、当社の社外監査役として適格な資質、能力を有すると判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。	

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 江角健一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 上住雅哉氏及び江角健一氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改訂の件

#### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、取締役に対する業績連動型株式報酬制度について、金銭報酬としての上限額に加え、新たに1事業年度当たりの付与ポイント数（株式数）の上限を設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の「取締役の個人別報酬の決定方針」（事業報告〔本招集ご通知13頁〕をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、1992年6月26日開催の第46回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額350百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は6名ですが、第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものいたします。

#### 2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

##### (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

##### (3) 信託期間

2019年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

#### (4) 信託金額

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、現在の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、100百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、現在の対象期間に関して当社株式191,200株を取得しております。

なお、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に120百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が完了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### (5) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、70,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（70,000株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.4%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役が付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### (6) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり70,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は210,000株となります。

(7) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないことといたします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

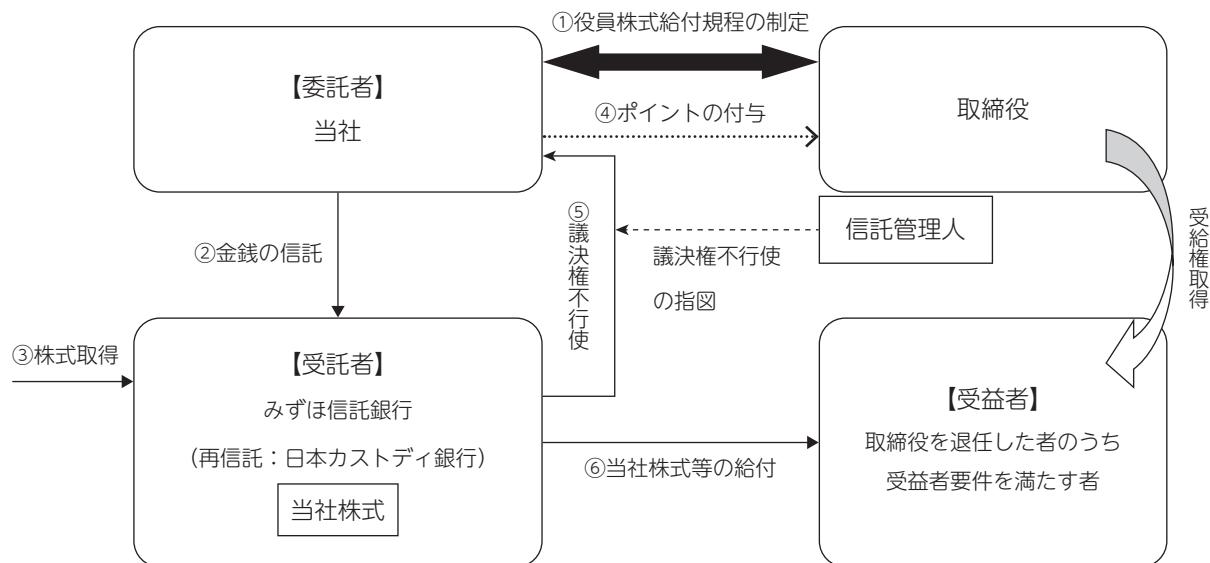
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役에게給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区東心齋橋二丁目1番1号  
タカラベルモント T・Bホール



### [最寄り駅]

- ・地下鉄御堂筋線「心齋橋」駅⑥番出口より徒歩約10分
- ・地下鉄堺筋線「長堀橋」駅 ⑦番出口より徒歩約5分
- ・地下鉄長堀鶴見緑地線「長堀橋」駅

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。